

蒲池中学校の部活動に係る活動方針

1 はじめに

これまで、学校部活動は体力や技能の向上を図る目的以外にも、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図り、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、学校という環境における生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきた。

しかしながら、昨今、少子化が進展する中、学校部活動を従前と同様の体制で運営することは難しくなってきており、学校や地域によっては存続が厳しい状況にある。また、専門性や意思に関わらず教師が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することは、学校の働き方改革が進む中、より一層厳しくなる。スポーツ庁の調査によると部活動顧問において、自分が経験したことのない担当となる教員は全体の約46%となり、専門的な指導力不足や業務負担が大きな課題となっている。

令和4年12月にスポーツ庁は、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を示した。その中には、「学校部活動の在り方に関し速やかに改革に取り組み、生徒や保護者の負担に十分配慮しつつ、持続可能な活動環境を整備する必要がある」と記されている。前年度踏襲の部活動の在り方から変革する時期なのである。

なお、令和5年度 柳川市立蒲池中学校 学校経営要綱「教育の基調」に示すように、本校の教育は、国民の信託に基づく公教育として日本国憲法、教育基本法、その他の関係法規、柳川市の目指す生徒像に則り、生徒・地域の特性に即して行うとしている。そのため、特に、教職員の指導時間については、柳川市の学校管理規則を遵守し運営を行う。

※ 学校管理規則第7章 業務量の管理（教育職員の業務量の適切な管理等）

福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成10年福岡県条例第1号）第10条に規定する休日（同条例第11条に基づき代休日が指定された日を除く。）以外の日における同条例第9条第1項に規定する正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）を除いた時間（以下「時間外在校等時間」という。）の上限を定めることとし、当該上限については、次のとおりとする。

(1) 1か月につき 45時間

(2) 1年につき 360時間

3 校長は、前2項の時間外在校等時間の上限を超えないよう当該学校の教育職員の業務量を管理しなければならない。

教育課程外ではあるが、本校の教育の一環である部活動は、学習指導要領（H29告示）に示されているように、「生徒の自主的、自発的な参加により行われ、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵かん養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、教育課程との関連が図られるよう留意する。」なお、本方針は、毎年度策定する。

2 部活動の適正な運営について

(1) 部活動の適正な計画・実績について

① 平日は2時間程度、休業日・週末は3時間程度

・長期休業中も準じる。休養期間も設ける。閉庁日は学校を開放しない日なので実施しない。

○ 原則として平日の部活動時間は、勤務時間終了までとする。

○ 勤務時間終了後の部活動については、次の各項を遵守して活動する。

ア 顧問教師がついて指導するとき

○ 顧問教師の判断で実施するが、日没までには活動を終了する。

○ 終了時刻

・安全対策上、日没時刻を考慮して半月ごとに部活動終了時刻を設定する。部活動終了時刻15分後を完全下校とする。

イ 顧問教師がつかないとき

教師の事前指導があり、かつ活動の場近くに他部活動の顧問教師がついて指導が行われているときは、部活動ができる。

また、部活指導員がついているときは、顧問教師がつかなくてもよい。

月	終了時刻	月	終了時刻	月	終了時刻
4月	前半 18:25 後半 18:25	8月	18:10	12月	前半 16:55 後半 17:00
5月		9月	前半 18:10 後半 17:50	1月	前半 17:15 後半 17:30
6月		10月	前半 17:30 後半 17:10	2月	前半 17:45 後半 17:55
7月		11月	前半 17:00 後半 16:55	3月	前半 18:10 後半 18:15

ウ 朝練について

- ・校長の許可を受けた上で、必ず顧問の監督のもと実施する。顧問のいない自主練は認めない。

エ 確認事項

- ・柳川市部活動の基本方針（H31）に基づいた運営をする。
- ・顧問は活動計画を保護者へ周知する。

② 教職員の指導時間について

正規の勤務時間を除いた指導・引率に係る時間が
1年につき360時間を超えないようにする。

年間日数で週2日休み、土日祝日の1日3時間程度、日没を考えた上での平日活動時間（考査前は除く）から試算すると年間約370時間超過勤務となる（朝練30分実施でさらに年間60時間以上の超過）。このことを考えて計画・実施する。

③ 週あたり2日以上 of 休養日を設定する **※ 休養日とは終日、体を休める日をいう。**

土日は少なくとも1日以上 of 休養。

土日両日に練習試合や大会、コンクールなどに参加した場合は休養日を他の日に設定（平日部活休養日+1）すること

※ 例）土曜；練習、日曜；大会は「○」 但しノ一部以外の休養日を設定すること

例）土曜；練習、日曜；練習といった両日「練習」は原則として認めない。

※ 新人地区・県大会に出場する部は、大会が終わるまで30分延長できるが、延長した時間に替わる休み時間を設ける。

④ 定期テスト5日前より、終了前日までは活動を中止する。

（中体連地区大会、県大会直前の場合のみ弾力的に定める）

⑤ 部活動顧問は上記①～④を踏まえて計画・実施を考え、月の計画表を公示する。

(2) 大会参加費の適正な徴収について

大会参加費を保護者から徴収する場合は、早めに保護者に相談、同意をとって徴収する。月の活動計画になかった大会への参加及び参加費徴収については、原則として認めない。ただし、部の保護者に相談の上、同意が得られれば可能とする。

(3) 生徒の送迎について

教職員や部活動指導員等の自家用車による生徒の送迎は行わない。特に、緊急の場合は、救急車又はタクシーを呼んで対応すること。タクシー使用時は、必ず領収証をもらい管理職に届ける。

(4) 生徒・保護者との連絡について

担当教員等と生徒、保護者・生徒がSNS等での私的なやり取りにならないように留意して連絡体制をつくる。

3 適切な指導の実施に向けて

※ 「柳川市立中学校における部活動の基本方針」に従う。

4 部の種類と設置数

生徒の興味・関心・希望に基づいて、教育的でないものを除き、施設・設備・用具・場所・指導者の有無・可能性などを考慮して検討し、体育的・文化的・生産的及び奉仕的な部を設置し、数を決定する。

5 所属

(1) 指導者

目的を達成するために、各部1名以上の職員が付き指導にあたる。

(2) 生徒

生徒は設置された部に、自分の意思決定に基づいて所属し、原則として一年間に変更しない。部活動への所属については、これを強制しない。

6. 部室の管理について

- (1) 部室の管理は顧問教師の指導のもとに行い、定期時（毎月1日〈2日〉）に顧問教師が点検するものとする。
- (2) 部室は用具の収納、保管等にあて、その他の活動（ミーティング、飲食等）には、使用しない。
- (3) 部室の鍵は部活動開始時に職員室より受け取り、活動終了時に返却し、保有したり、持ち帰ったりしない。

7. 顧問者名

部活動名	顧問教師	部活動名	顧問教師
軟式野球	栴島 古賀	ソフトテニス（男子）	大石 深見（穂永）
卓球（男子）	野田 原	ソフトテニス（女子）	三角 北原
バスケット（男子）	工藤（野口）	美術	近藤 橋本
バスケット（女子）	平川 佐藤	吹奏楽	藤瀬 西田

*柔道、水泳、空手の大会参加生徒引率

8. 経費

- (1) 部活動に必要な費用は、公費をもって充当する。
- (2) 検定料及び個人で出場する経費については、個人負担とする。

9. その他

本方針を遵守できない部については校長が活動時間の制限を行う。